2012 年度「海洋問題演習」Ⅰ～Ⅳ履修学生および
事例研究（海洋問題演習Ⅴb）履修予定の学生の皆様

冬学期は、3 つのテーマ「場の利用」「資源の利用」「安全な利用」に分かれ、グループ討論して頂きます。下記の課題の概要をよく読み、希望順位（前・後半ごとに第 1、2、3 希望）を付け、9 月 19 日（水）15：00 までに education@oa.u-tokyo.ac.jp まで Email 添付でお送りください。

氏名（　　）学籍番号（　　）
所属研究科・専攻（　　）
学生同士で連絡可能なメールアドレス（　　@　　）

前半（10/1～11/12）：［　］内に数字 1～3 を入れること。

［　］ 場の利用	**海洋・沿岸域の「総合的管理」の理念と実態** 『海洋基本計画』には、「海洋の総合的管理」という方針が掲げられている。その施策の１つに「沿岸域」の「総合的管理」が挙げられている背景には、①「沿岸域」が多様な機能を有し、様々な利用が輻輳し得る区域であるという現実と、②その管理が、様々な目的で制定された個別ルールに基づく「縦割り行政」（の集まり）によってなされてきたという経緯、そして、③かつての制度・運用では対応し難い政策課題の出現、があったものと考えられる。本セッションでは、まず、海洋等の「総合的管理」という理念が掲げられるに至った背景、及び、その制度・仕組みを概観する。その上で、国内外の様々な「総合的管理」の事例（港湾の管理・運営、海面の利用、環境の保全、まちづくり、災害への対応等）をピックアップして研究する。その際、制度設計について提言を行うことを最終目標としつつ、特に、一連の政策過程における国・地方公共団体・民間の諸組織の役割分担のあり方に注目したい。
［　］ 資源の利用	**商業利用がされている海洋生物種に対するワシントン条約規制** 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)において、商業利用がなされている海洋生物に対し国際貿易の制限が導入される例が存在する。例えば、2007 年の CITES 締約国会合において付属書 II への掲載が決定されたヨーロッパウナギでは、2009 年 3 月にその措置が発効した。また，最近ではニホンウナギを含むウナギ属全種について，同様の措置を提案する動きがある。本措置がもたらす生物資源学的な効果、経済的な影響、WTO との整合性などを考察する。
［　］ 安全な利用	**沿岸域の海洋モニタリングと安全な利用** 海洋の沿岸域・内湾域は、漁業はもとより、工業、物流、生活、レクリエーションの場として極めて重要であり、古くから多様な利用がなされてきた。しかし今日では、河川流域環境の変化や東日本大震災に伴う原子力発電所からの放射性物質放出等の影響を受けて、沿岸域の安全な利用について再考する必要に迫られている。そこで海洋環境モニタリングの現状と課題について調査を行い、それを元に今後の沿岸域の適切なモニタリングとそれに基づく安全な利用法、およびそれを可能にする政策等の提案を目指してディスカッションを行う。

後半（11/19～12/17）：［　］内に数字 1～3 を入れること。

［　］ 場の利用	**国内外の沿岸域の問題と対策** 海洋において沿岸浅海域は最も生物生産が高く、かつ珊瑚礁や干潟、藻場に代表される様に極めて生物多様性の高い海域である。さらに、水産業を始めとする産業やレクリレーションなど文化的側面においても人間活動と密接に関わっている。本セッションでは、沿岸域における人間活動に起因する環境問題の実態と環境改善のための政策や制度の概要を理解し、その上で、東京湾・有明海・瀬戸内海など、海域ごとに異なる物質循環に関わる現在の問題と政策を含む対策について、いくつかの事例を選んで調査し、有効な対策を考える。
［　］ 資源の利用	**海洋資源開発をめぐる課題** 昨今、熱水鉱床、ガスハイドレートや遺伝子資源といった新しい海底資源の存在が脚光を浴び、日本政府が推進する海洋基本計画にも組み込まれている。より直近では、レアアース資源泥の話題が新聞を賑わせた。こうした新たな海底資源開発はどのように捉えるべきか。その利点および課題を、既存の海底資源との関係、日本のエネルギー政策全体における位置づけ、環境問題や南北問題へのインプリケーション、国際社会への日本の貢献といった大きな枠組みを踏まえて評価する必要がある。この評価および政策方向性の探究においては、科学技術の役割、法的な課題の掘り起し、政治的・社会的文脈への目配りが要求される。
［　］ 安全な利用	**北極海航路** 北極海航路は、地球温暖化によって航行が可能になりつつあるといわれている。そうなるとアジア欧州間の航路短縮のメリットがあるだけでなく、海底資源や水産資源をめぐって新たな問題が生じる可能性がある。これら問題の解決には、国連海洋法条約等の国際法上の問題だけでなく、気象・海象の実情の把握及び予測、船舶航行にあたっての船舶の構造基準の見直し、運航支援体制や保険制度等の構築、さらに安全保障上の問題や海運業の再編の可能性など、ハード・ソフト両面での検討が必要となる。このセッションでは、こうした現状および対策について調査し、北極海航路実現に向けてのありうべき障害、これを乗り越える方策について検討し、報告・議論を行う。

※グループ発表は、第 1 回講義（10 月 1 日）に行います。希望が偏った場合、ご希望に添えないことがございますが、予めご了承ください。前半と後半で異なるテーマで討論して頂きます。